



# Tax Analysis

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月16日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または[中文](#))ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## ハイテク企業に対する重点検査結果の公表

中国の科学技術部、財政部、国家税務総局は先頃、2014年に北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の8省市において実施したハイテク企業認定管理業務に係る重点検査の関連状況と処理意見について説明、通告した国科発火[2015]299号通達(以下「299号通達」)を公布した。重点検査の対象となった1723社の企業のうち、166社に問題が存在し、そのうちの42社はハイテク企業資格を取り消された。今回の検査で発覚した問題は、ハイテク企業資格の申請を予定している企業、およびハイテク企業向けの優遇政策の適用を現在受けている企業にとって、留意すべきものといえる。

### (1) 背景

企業所得税法の規定により、ハイテク企業は15%の企業所得税の税率の適用を受けられる。25%の法定税率に基づき企業所得税を納付する企業と比べて、ハイテク企業は税負担の面で明らかに優位性を持つ。近年、国家が科学技術イノベーションを奨励する政策を強化するにつれ、ハイテク企業にかかわる新たな租税優遇政策も打ち出され(例えば、従業員教育経費の損金算入限度額の引上げ、技術者に与えられるストックオプションに対する個人所得税の分納等)、ハイテク企業資格の政策面での魅力が増している。

科学技術部、財政部、国家税務総局が2008年4月に公布した「ハイテク企業認定管理弁法」の規定によれば、居住者企業がハイテク企業資格を申請するためには、一定の条件を満たした上で、一連の認定手続を経なければならない。ハイテク企業資格の認定を受けるために満たすべき主な条件は次のとおりである。

- 企業がコアとなる自主知的財産権を保有していること
- 企業の製品またはサービスが「国家が重点的に支援するハイテク分野」に定める範囲に属すること
- 大学専科以上の学歴を有する科学技術者および研究開発者が当年度の従業員総数に占める割合が、共に規定の要求に合致していること
- 研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していること
- ハイテク製品またはサービスによる収入が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していること

企業がハイテク企業資格の認定を受けた場合、有効期間が 3 年の資格証書の交付を受け、毎年、コンプライアンスのための義務を履行しなければならない(例えば、上述の各割合が規定の条件を満たすことを証明するために、年度ごとに資料を提出すること等)。また、企業に重大な安全、品質にかかわる事故が発生した場合、あるいは環境保護等の法規違反行為により処罰を受けた場合、ハイテク企業資格は取り消される。

## (2) 検査の概況

科学技術部、財政部、国家税務総局は 2013 年 1 月に、ハイテク企業認定管理業務に対する検査を全国で実施する旨の通達を公布した。今回の検査は、自主検査と重点検査の二段階に分けて行われた。

第一段階の自主検査の結果に基づき、2014 年 3~5 月に、科学技術部、財政部、国家税務総局によって組織された共同検査チームが、北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の 8 省市において重点検査を実施した。

今回公表された検査結果によれば、重点検査の対象となった 1723 社の企業のうち、約 10%にあたる 166 社に問題が存在し、そのうちの 42 社がハイテク企業資格を取り消された。詳細は下表のとおりである。

企業数	主な問題	処理意見
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請資料の虚偽記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテク企業資格を取り消し、関連の税額を追徴する</li> </ul>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>コアとなる自主知的財産権が失効</li> <li>研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していない</li> <li>ハイテク製品またはサービスによる収入の総額が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していない</li> <li>環境保護局から処罰を受けた 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテク企業資格を取り消し、引き続き租税優遇政策の適用を受けることはできない</li> </ul>
124	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請資料に不備がある、あるいは関連の管理が適切でない。ただし、ハイテク企業資格には影響を与えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善を命じる</li> </ul>

## (3) デロイトのコメント

ハイテク企業資格は租税優遇の面での実利が大きいいため、企業にとって魅力的なものであることは言うまでもない。ハイテク企業資格の認定条件を満たすために、自らのデータを不適切に偽る企業もあるが、そのことによって将来、問題が生じる可能性がある。申請資料の虚偽記載によってハイテク企業資格を得たと認定された場合、企業は当該資格を取り消されるだけでなく、減免された税額の追徴を受けるとともに、罰金や延滞利息を課され、さらに企業のイメージダウンにつながる可能性もある。

ハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしている企業でも、ハイテク企業資格をいったん取得すれば、その後は安泰というわけではない。企業は資格を取得した後も引き続き、各種の指標が規定の要求に合致するようにし、コンプライアンスを維持しなければならない。法規違反によって処罰を受ければ、たとえ金額が大きくなるとも、ハイテク企業資格を取り消され、租税優遇政策の適用を受けられなくなる可能性がある。さらに、認定申請時の虚偽情報の提供、あるいは脱税や税金詐取の発生、環境保護関連の法規違反行為等によりハイテク企業資格を取り消された企業は、その後 5 年間、再びハイテク企業資格を申請することはできなくなる。

ハイテク企業資格の厳しい認定条件は、企業における日常の管理、特に研究開発費用の集計や知的財産権の管理等に関して課題をもたらす。研究開発費用を例に挙げると、「ハイテク企業認定管理弁法」における“研究開発費用”の集計方法は、会計基準とも、企業所得税上の研究開発費用の追加控除政策とも異なるため、企業の費用計算やデータ統計について、より細かい管理が求められる。今回の重点検査では、研究開発費用

の割合が規定の要求に合致しない、あるいは研究開発費用の集計方法が適切ではないという問題のある企業が50社近くに及んだ。

知的財産権の管理については、グループ内における経済的価値の低いマイナーな知的財産権をコアとなる自主知的財産権としてハイテク企業資格の認定を申請し、当該資格の認定を受けた企業が存在すると我々は理解している。しかしながら、それらの企業はグループ内において限定的な機能・リスクのみを担っている可能性が高い。その場合、それらの企業の移転価格分析においては、ハイテク企業資格の保有とグループ内における機能・リスクの位置付けとの間に矛盾が生じる可能性がある。今回の検査の要綱には、コアとなる自主知的財産権は“企業の主要製品(サービス)に対して、技術面でコアな支持的役割を發揮するものでなければならない”と明確に記載されている。この要求は、今後改正される新しい「ハイテク企業認定管理弁法」に反映される可能性がある。

政府の監督管理の観点から見ると、「ハイテク企業認定管理弁法」の公布以来、監督管理部門によるハイテク企業認定管理業務に対する検査は継続的に実施されている。国家監査署、財政部等の関係部門は既に2009年から、資格認定を受けたハイテク企業に対する検査を行い、コンプライアンス上の問題を開示してきた。特にここ数年、監督管理の経験が蓄積されるにつれ、ハイテク企業資格の認定が規定に従っているか否かは、各レベルの監督管理部門による日常的な検査の重点になりつつある。今回全国で実施された重点検査は、2008年に「ハイテク企業認定管理弁法」が公布、施行されて以来、最も規模が大きく、対象企業の範囲も広い検査であると認識されている。

統計によれば、2015年8月現在、直近3年間にハイテク企業資格の打ち切り、取消しを受けた企業の数は計170社であり、2008～2012年の間の総数(計11社)をはるかに上回っている。ハイテク企業資格に関する検査の規模が大きくなり、常態化する傾向にあることが分かる。

#### (4) デロイトのアドバイス

政府部門による監督管理の強化に伴い、関連する企業は税務リスクに対する意識を高め、今回の検査およびその他のルートで開示されているハイテク企業資格の認定を受けられなかった事例、または資格を取り消された事例から、教訓を得る必要がある。企業は、以下のような対応策について検討することができる。

- ハイテク企業資格を申請するか否かをまだ決定していない企業については、グループ全体の知的財産権の管理およびバリューチェーンの観点から、グループの戦略上の必要性和ハイテク企業資格の認定条件および管理の実務も踏まえ、ハイテク企業資格を申請することのビジネス上のメリットとデメリットおよび技術的な実行可能性を評価すること
- ハイテク企業資格を申請する予定の企業については、申請手続を実施する前に、自らがハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしているか否かを慎重に評価すること。条件を満たしていない場合、当該条件と現状との差異について分析し、今後、適切な調整を加えることによって認定条件を満たせる可能性があるか否かを確認すること
- ハイテク企業資格の認定条件を満たしており、既に申請手続を開始している企業については、作成した申請資料が企業の実際の状況を正確かつ十分に反映しているか否かに注意を払い、申請資料の不備によって申請がスムーズに進まない状況避けること。また、企業は特に研究開発費用の集計とハイテク製品(サービス)による収入の計算等にかかわる内部管理システムが整備されているか否か、正確な関連データの収集と速やかな申告を助けるものとなっているか否かに留意する必要がある
- 既にハイテク企業資格を取得した企業については、資格の取消しにつながる可能性のあるリスクをできるだけ早く識別し、速やかに適切な対応措置を講じられるようにするため、ハイテク企業の各種指標に関する内部的な早期警告システムを確立し、または健全化すること。同時に、過年度の関係資料をレビューし、将来の資格再審査に備えること
- 関連する企業は、ハイテク企業資格の認定に関する法規と実務の動向に留意し、必要に応じて、関連の政府部門あるいは専門家に相談し、アドバイスとサポートを求めること

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: [emiko.okubo@tohmatu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohmatu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。